

コスト高 事業化断念

シーテック 大垣の風力発電計画

中部電力グループの「シーテック」(名古屋)が大垣市と関ヶ原町にまたがる地域で計画していた風力発電事業が中止になった。資機材や労務費の高騰が原因という。同社が11月26日付で発表した。

計画は「ウインドパーク南伊吹風力発電事業(仮称)」。同社によると、2034年5月の運転開始に向け、約15・2ギガワットの出力を持つ風力発電機16基を並べる予定だ

■シーテックの風力発電事業計画をめぐる動き

- 2012年4月 シーテックが風力発電事業の計画を正式表明
 - 13年6～7月 住民らが風力発電の勉強会
 - 8月 大垣署とシーテックが情報交換。大垣署が反対住民らの情報を提供し、警戒するよう助言
 - 14年2月 自治会総会で、測量に伴う立ち入り反対を決議
 - 大垣署とシーテックが情報交換。大垣署が、反対住民が法律事務所に相談した可能性があると伝達
 - 5月 住民らが岐阜県知事らに事業中止を要望
 - 大垣署とシーテックが情報交換
 - 7月 朝日新聞が問題を報道
 - 16年12月 住民が県を提訴。その後、個人情報の抹消を求めて国や県を追加提訴
 - 22年2月 一審・岐阜地裁判決。県に賠償支払いを命じる。原告と県が控訴
 - 24年9月 控訴審判決で賠償の増額と個人情報の抹消を命じる。双方上告せず、その後確定
 - 25年11月 シーテックが事業の取りやめを発表
- ※判決文などから

った。建設費用などのコストが高くなったため、事業が始まったとしても利益が見込めないと判断したという。

県環境管理課によると、環境アセスメントの手続きの途中だったが、同社から11月26日付で「事業性が見込まれる計

面の立案が困難であると判断した」などと事業の中止を知らせる連絡が書面で届いたという。同課の担当者は「資材単価の高騰などの話はあった。事業性などから検討され、判断されたのだから」と話した。

風力発電の事業計画を巡っては、計画の勉強会を開くなどしていた住民4人の氏名や病歴、過去の市民運動への関与などの情報を県警が収集し、シーテック側に提供して

いたことが判明。住民側は16年12月、プライバシーなどが侵害されたとして県を提訴した。

名古屋高裁判決は24年9月、県警による個人情報の収集と提供をいづれも違法と認定し、県に対して原告住民への賠償を命じた。県が上告を断念し、判決が確定した。

(板倉吉延、木村俊介)

2025年11月26日
株式会社シーテック

岐阜県内の山上風力発電事業の取り止めについて

株式会社シーテック(名古屋市中区東区山崎、代表取締役社長 下廣大輔)は、これまで開発の可能性を検討してきたウインドパーク南伊吹風力発電事業(仮称)(岐阜県大垣市、本郷地区の山)に、このたび「本事業」につきまして、開発検討を終了し、事業を中止することをお知らせいたします。

事業の計画では、岐阜県内の山地の良好な風況を活かし、開発の可能性を検討してまいりましたが、昨今の資機材や労務費の高騰など事業を取り巻く環境の変化により、計画の立案が極めて困難であると判断いたしました。

原告の皆さまにおかれましては、これまでご協力いただき、誠にありがとうございました。

2025.12.5(金)

中部電系 風力発電計画を中止

中部電力グループの「シーテック」(名古屋)が岐阜県の大垣市や関ヶ原町にまたがる地域で計画していた風力発電事業が中止になった。資機材や労務費の高騰が原因という。同社が11月26日付で発表した。

計画は「ウインドパーク南伊吹風力発電事業(仮称)」。同社によると、2034年5月の運転開始に向け、事業区域に3ギガワットの出力を持つ風力発電機16基を並べる予定だった。

計画を巡っては、計画の勉強会を開くなどしていた住民らの氏名や病歴などを岐阜県警が収集し、シーテック側に提供していた。住民側は16年12月、プライバシーなどが侵害されたとして岐阜県を提訴。名古屋高裁は24年9月、個人情報の収集と提供を違法と認定。県に対して原告住民への賠償を命じた判決が確定している。

岐阜の風力発電断念

中電Gシーテック「事業採算悪化」で

中部電力グループのシーテック(名古屋市)は、岐阜県大垣市と同県関ヶ原町で計画していた風力発電事業を取りやめた。事業を巡っては、建設に反対する住民の個人情報と同県警大垣署員が同社に漏らした問題が発覚し、県警の収集・提供行為を違法とする司法判断が昨年10月に確定していた。

今年11月26日に同社ホームページ上で発表した。中止の理由について、資機材や労務費の高騰により事業の採算が悪化したためと説明。担当者は「確定判決と中止決定の間に関係はない」と話した。

計画では、両市町にまたがる山地約15・2分の区域に、出力3千瓩の風力発電機を16基設置し、総出力4万8千瓩の発電所を建設する予定だった。当初の構想は2010年ごろ浮上し、直近の運転開始予定は34年5月としていた。

事業は地元住民との対立が続ぎ、13、14年に、大垣署員が同社との情報交換の場で、住民の個人情報を提供していたことが発覚。住民らは「プライバシーを侵害された」などとして岐阜県を提訴した。

名古屋高裁は昨年9月、県警による個人情報の収集と提供を違法と認定。県側は上告を断念し、判決が確定した。

岐 阜 新 聞

2025年(令和7年)12月5日 金曜日

風力発電事業計画
シーテックが中止
大垣、関ヶ原またぐ山林
中部電力の子会社シーテック(名古屋市)が、大垣

市上右津町と不破郡関ヶ原町にまたがる山林で計画していた風力発電事業を取りやめたことが、4日までに分かった。

同社によると、2012年に計画を発表した。环境影响評価の手続きに入るなど開発の可能性を検討してきたが、昨今の資機材や労務費の高騰など事業環境の変化もあり、事業を継続できるだけの計画の立案が困難だと判断した。地元住民や自治体に説明し、先月26日にホームページで事業の中止を明らかにした。

事業を巡っては、県警が反対住民らの個人情報を収集し、シーテックに提供していたことが発覚し、住民ら4人が提訴した。名古屋高裁は昨年9月に違法と認め、県に対して原告への賠償や情報の一部抹消を命じる判決が確定した。